

一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟

裁定規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟(以下、「本連盟」という。)基本規程 第26条に基づき、裁定委員会の組織および運営に関する事項、裁定に関する事項ならびに関連する必要な事項を定めることを目的とする。

(裁定委員会の設置)

第2条 本連盟は、以下に定める裁定等を行うため、裁定委員会を設置する。

第2章 裁定委員会

(組織及び委員会)

第3条 裁定委員会は、委員長および2名以上4名以内の裁定委員をもって構成する。

- 2 裁定委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。
- 3 裁定委員は、本連盟に加盟するまたは登録する団体の役職員を兼ねることができない。
- 4 裁定委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員および当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として手続きに加わることができない。
- 5 第3項または前項等により、裁定委員が2名以下になったときには、第2項の手続きに則り、臨時に裁定委員を任命する。
- 6 委員は非常勤とする。

(裁定委員の任期)

第4条 委員長および裁定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選定された裁定委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 裁定委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(委員長・招集・議長)

第5条 委員長は裁定委員が互選する。

- 2 裁定委員会は、以下の場合に委員長が招集する。

- (1) 理事会または会長からの付託があったとき
- (2) その他、委員長が必要と認めたとき
- 3 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 裁定委員会は、裁定委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- 5 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 6 委員長に事故ある場合は、裁定委員のうちから互選された者がその職務を代行する。

(所管事項)

第6条 裁定委員会は、基本規程第2条の遵守事項に違反する事実(競技および競技会に関するものを除く)について調査、事実認定を行い、懲罰意見を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申する。

第3章 裁定手続

(手続きの非公開、守秘義務)

第7条 裁定の手続きおよび記録は非公開とする。

- 2 裁定委員、裁定対象者、その代理人、オブザーバーおよび本協会の関係者は、裁定委員会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

(言語)

第8条 裁定の手続きおよび書面における言語は日本語を使用する。

- 2 裁定の手続きにおいて、裁定対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該裁定対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第9条 裁定の手続きにおいて、弁護士または裁定委員会が承認した者を除き、裁定対象者の代理人となることができない。

(免責)

第10条 裁定委員および裁定委員会にかかわる事務職員は、故意または重過失による場合を除き、裁定委員会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(手続きの開始)

第11条 裁定委員会は、招集のときから手続きを開始する。

(調査への協力)

第12条 裁定委員会は、事案の解明のために、裁定対象者およびその関係者に対し、事実関係に

についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる。

- 2 裁定委員会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない。

(聴聞等)

第13条 裁定委員会は、原則として、裁定対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、裁定対象者の同意がある場合もしくは裁定対象者が事情聴取を拒否または無断欠席した場合は、この限りではない。

(証拠の評価)

第14条 裁定委員会は、裁定対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

(懲罰案作成・答申)

第15条 裁定委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない。

- (1) 裁定対象者の氏名(団体の場合は団体名および代表者名または代理人がある場合はその氏名)
- (2) 主文(判断の結論)
- (3) 懲罰対象事実(可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする)
- (4) 適用した規程・条項等
- (5) 判断の理由(証拠の摘示)
- (6) 懲罰案の作成年月日
- (7) 裁定委員名

(答申の尊重、理事会の懲罰決定)

第16条 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本連盟全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

(決定の効力)

第17条 本連盟の決定を受けた者は、懲罰の通知到達後 10 日以内に、本連盟会長に対し、手数料 10万円(消費税別)を納付して再審査を申し立てることができる。

- 1 第2項および前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所(CAS)または日本スポーツ仲裁機構(JSAA)への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることはできない。
- 2 第2項の再審査の手続きについては別途定める。

(仮の処分)

第18条 裁定委員会は、理事会が第16条の懲罰を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に裁定対象者の資格および職務等を停止すること(以下、「仮の処分」とい

- う。)を理事会に答申することができる。
- 2 理事会は、仮の処分の決定をする前に裁定対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、裁定対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することができる。この場合においては、後日、裁定対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分 の撤回または変更をすることができる。
 - 3 理事会は、第1項の答申を受けた場合、速やかに仮の処分について審議の上、決定を行う。

第4章 雑則

第19条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年8月15日から施行する。